

人材育成のための意見交換会開催要綱

(目的)

第1条 幼児教育と保育の一体的な質の向上に向けて、幼稚園教諭・保育士等に対する効果的な研修などの人材育成について、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、人材育成のための意見交換会（以下「意見交換会」という）を開催する。

(意見聴取)

第2条 意見交換会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 幼稚園教諭・保育士等の資質及び能力向上に向けた研修等の人材育成の取組に関すること。
- (2) 幼稚園教諭・保育士等の育成指標の設定及び一体的な研修体系の構築に関すること。

(組織)

第3条

- (1) 意見交換会の構成は次のとおりとし、学識経験者から1名を座長とする。なお、本意見交換会は必要に応じ、次以外の関係者の協力を得ることができる。
 - ① 学識経験者
 - ② 幼児教育・保育に係る関係団体代表者
- (2) 意見交換会に事務局を置き、構成は次のとおりとする。
 - ① こども未来局保育企画課職員
 - ② こども未来局保育指導課職員
 - ③ 教育委員会事務局総務部教育企画課職員
 - ④ 教育委員会事務局学校教育部指導第一課職員
 - ⑤ 教育センター職員

(庶務)

第4条 意見交換会の庶務は、教育委員会事務局総務部教育企画課において処理する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 研修に関する連絡協議会開催要綱は、廃止する。